

# 宮崎市分別収集計画

宮崎市環境部

令和4年6月

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

## 1 計画策定の意義

宮崎市は、本市が目指す環境像『太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市(まち)「みやざき」』を実現し、私たちのかけがえのない故郷(ふるさと)を未来の子どもたちによりよい姿でつないでいくため、市民や事業者など多様な主体と連携し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「2050年ゼロカーボンシティみやざき」を令和3年8月30日に宣言した。

また、令和4年4月1日には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品の原料の代替化、排出抑制及び再商品化等を推進していくことが求められており、近年の海洋プラスチック汚染問題や気候変動問題等が私たちの生活に大きな影響を及ぼしているため、循環型社会及び低炭素社会の形成を目指すこととしている。

こうしたなか、本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づき計画を定め、一般廃棄物の概ねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、環境負荷の少ない地域社会の実現及び廃棄物資源の有効利用を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ排出の抑制とごみ分別の徹底を図る。
- ・リフューズ、リサイクルを基本とした地域社会づくりを目指す。
- ・市民・事業者・行政が一体となった取り組みによる資源循環型社会の構築を目指す。
- ・最終処分場の延命化を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	12,385 t	12,340 t	12,296 t	12,237 t	12,178 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制方策の実施にあたっては、市民・事業者・行政が相互にそれぞれの役割についての認識を持った行動をとることが求められる。本市では、そのために次の方策をとる。

### (1) 環境教育等の推進

将来のごみ問題を解決するには、子どもの頃から環境にやさしい心を身につけさせることが強く求められており、子どもの環境に対する意識を高める。

より多くの子どもたちに5R学習を体験してもらうとともに、教育機関等からの求めに応じ、行政職員の派遣や資料の提供等を実施する。

### (2) 市民への意識啓発

自治会、老人クラブ等の市民団体やグループを対象にごみ分別説明会を開催し、ごみの排出量抑制、最終処分場の延命化や処理経費等のごみ処理についての情報を提供するとともに、資源物の分別についての知識を深めてもらう。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。また、収集に係る分別区分は下記右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	空き缶・空きびん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空き缶・空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	古紙(飲料用紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙(ダンボール)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	古紙(飲料用紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

対象品目別基準適合物見込量

(単位：t)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金属	スチール製容器	480.98	479.25	477.52	475.23	472.95
	アルミ製容器	1,183.96	1,179.69	1,175.45	1,169.80	1,164.19
ガラス製容器	無色ガラス	202.15	201.42	200.70	199.73	198.77
		引渡量 202.15 独自処理量 0.00	引渡量 201.42 独自処理量 0.00	引渡量 200.70 独自処理量 0.00	引渡量 199.73 独自処理量 0.00	引渡量 198.77 独自処理量 0.00
	茶色ガラス	308.88	307.77	306.66	305.19	303.72
		引渡量 308.88 独自処理量 0.00	引渡量 307.77 独自処理量 0.00	引渡量 306.66 独自処理量 0.00	引渡量 305.19 独自処理量 0.00	引渡量 303.72 独自処理量 0.00
	その他ガラス	650.25	647.91	645.57	642.48	639.39
		引渡量 650.25 独自処理量 0.00	引渡量 647.91 独自処理量 0.00	引渡量 645.57 独自処理量 0.00	引渡量 642.48 独自処理量 0.00	引渡量 639.39 独自処理量 0.00
紙製容器包装	飲料用紙製容器	45.78	45.62	45.46	45.24	45.02
	段ボール製容器	2,567.61	2,558.37	2,549.16	2,536.92	2,524.74
	その他紙製容器	115.98	115.56	115.14	114.59	114.04
		引渡量 115.98 独自処理量 0.00	引渡量 115.56 独自処理量 0.00	引渡量 115.14 独自処理量 0.00	引渡量 114.59 独自処理量 0.00	引渡量 114.04 独自処理量 0.00
プラスチック製容器包装	PET製容器	1,270.69	1,266.12	1,261.56	1,255.50	1,249.48
		引渡量 1,270.69 独自処理量 0.00	引渡量 1,266.12 独自処理量 0.00	引渡量 1,261.56 独自処理量 0.00	引渡量 1,255.50 独自処理量 0.00	引渡量 1,249.48 独自処理量 0.00
	その他プラスチック製容器包装	3,025.89	3,015.00	3,004.15	2,989.73	2,975.37
		引渡量 3,025.89 独自処理量 0.00	引渡量 3,015.00 独自処理量 0.00	引渡量 3,004.15 独自処理量 0.00	引渡量 2,989.73 独自処理量 0.00	引渡量 2,975.37 独自処理量 0.00
	うち白色トレイ					
引渡量 0.00 独自処理量 0.00	引渡量 0.00 独自処理量 0.00	引渡量 0.00 独自処理量 0.00	引渡量 0.00 独自処理量 0.00	引渡量 0.00 独自処理量 0.00		
合計		9,852.17	9,816.71	9,781.37	9,734.41	9,687.67

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画を基に次のとおり設定した。

年 度	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人 口	398,711人	397,295人	395,880人	394,464人	392,587人	390,710人
対前年度比	99.48%	99.64%	99.64%	99.64%	99.52%	99.52%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や子ども会等の市民団体により集団回収が行なわれている空き缶・空きびん類、飲料用紙製容器、段ボール等については引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

### （法第8条第2項第6号）

缶、びん、ペットボトル及びその他のプラスチック類は、「エコクリーンプラザみやぎ」にて選別・プレス・梱包し保管する。

また、飲料用紙製容器包装、段ボール、その他の紙製容器包装については、委託業者の保有する施設で選別・圧縮・梱包し保管する。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進するため、自治会と協力して分別排出が適正に行なわれるよう啓発する。

また、自治会や子ども会等の市民団体による有価物回収を促進する。